

# 公 告

## 川内川河川事務所管内における災害時の応急対策に関する基本協定の締結 (機械設備部門)

次のとおり公告します。

平成29年1月27日

国土交通省 九州地方整備局

川内川河川事務所長 坂元 浩二

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所が管理する機械設備において災害が発生もしくは災害の発生が予想される場合や重大な故障・不具合が発生した場合に被災状況等の迅速な把握、早期復旧など緊急的に対応を実施することを想定し、あらかじめ対応の実施業者を定めることで、迅速かつ的確な対応が行える体制を構築することを目的としたものである。

#### (2) 基本協定締結区間等及び選定予定者数

1) 本協定の協定締結区間は直轄管理区間とし、応急対策の対象設備は、川内川河川事務所が管理する河川管理施設のうち機械設備（水門設備（堰・水門・樋門樋管）及び排水機場ポンプ設備とそれらの付帯設備）とする。

#### 2) 対象設備と選定予定者数

	設備区分	施設区分	選定予定者数
対 象 設 備	水門設備	①湯之尾堰 ②真幸堰	2社程度
		③水門・樋門樋管（183施設）	5社程度
	排水機場ポンプ設備	①長崎排水機場 ②小倉排水機場 ③银杏木排水機場 ④向田排水機場 ⑤三堂川排水機場 ⑥斧渕排水機場 ⑦丸池川排水機場 ⑧内堅排水機場 ⑨東郷救急排水機場 ⑩倉野救急排水機場 ⑪竹下救急排水機場 ⑫向江救急排水機場	6社程度

なお、両設備及び複数施設での申請が可能である。

### (3) 実施内容

- 1) 洪水・地震・津波等による機械設備の被災状況を把握するための緊急点検の実施。
- 2) 被災または重大な故障や不具合が発生もしくは発生の恐れがある場合の応急復旧工事または対策工事の実施。
- 3) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合の出勤。

### (4) 協定の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間

### (5) 協定締結者の選定

本協定締結者の選定については、工事等の実績、災害協定の締結実績、資格保有技術者の雇用数等を総合的に評価して協定締結者を選定する。

### (6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は速やかに工事等の請負契約を締結する。また、工事等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

### (7) 当該協定に基づき施工業者等との工事等の請負契約を取り交わす時点において、施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

### (8) 請負契約を行う協定締結者は、上記(5)による評価順位の高い順に要請する。なお、優先順位については協定締結の際に示すものとする。

## 2. 参加資格要件

### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

### (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成29年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者の申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(5) 平成13年度以降に協定締結を希望する設備区分において、元請けとして以下に示す対象設備における工事（製作据付、修繕、改造及び改修を含む）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

設備区分	対象設備
1) 水門設備	河川用ゲート設備の施工実績
2) 排水機場ポンプ設備	排水を目的とした河川ポンプ設備の施工実績

(6) 次に掲げる配置予定技術者を有すること。

建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者

(7) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本協定に関する手続き等

(1) 担当部局

〒895-0075

鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号（電話番号：0996-22-3287）

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 施設管理課

担当：課長（内線391）

専門官（内線395）

(2) 技術資料等説明書及び申請書等の入手先

① 入手期間：平成29年1月27日（金）から平成29年2月24日（金）まで

② 入手場所：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成29年1月27日（金）から平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記3.（1）に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

4. その他

(1) 技術資料の作成要領、その他の詳細については、「技術資料等説明書」によるものとする。

(2) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において総合評価入札制度の評価対象となる。